健康社	副祉局	
資	料	No. 3

令和3年12月17日 課 名 健康福祉局障害者支援課 担当者 課長 西尾 内 線 3160

令和2年度障害者虐待の状況について

1 要旨・目的

障害者虐待の防止,障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「法」という。)に基づき,市町や労働局からの報告を受け,県内の令和2年度の状況の取りまとめを行った。

2 現状・背景

法第20条の規定に基づき、障害者福祉施設従事者等による虐待について県が公表すべき事項のほか、 養護者による虐待は市町、使用者による虐待は労働局から提供された情報に基づいて集計を行った。

調査の結果、前年と比べ、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の認 定件数は増加し、使用者による障害者虐待の認定件数は減少した。

3 概要

(1) 調査対象

県内在住の障害者

(2) 対象期間

令和2年4月1日~令和3年3月31日

(3) 調査結果

ア 養護者による障害者虐待

通報件数	109件		
認定件数	31件		
概要	・通報件数は約10%減少し、認定件数は微増となった。		
・通報者は警察(50件),相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等(30件),本人			
件), 当該市町職員(7件)の順に多い。			
	・虐待行為の種別は,身体的虐待(20件),心理的虐待(11件),経済的虐待(5件),放		
	棄・放任(4件),性的虐待(1件)であった。		
	・虐待者は,兄弟姉妹(10人)が最多で,父(8人)が続き,次いで夫(7人)と母		
	(5人) となっている。		
	・被虐待者の性別は約4対1の割合となっており、女性が多い(女性25人,男性6人)。		
	・被虐待者の障害種別は,精神障害(14人),知的障害(12人),身体障害(6人)の順		
	に多い。		
対 応	・虐待者から分離したものが6件,分離していないものが20件であった。		
	・虐待者から分離した場合の対応は、契約による障害福祉サービス利用が3件で、やむ		
	を得ない事由等による措置,一時保護,医療機関への一時入院が1件ずつとなってい		
	る。		
	・虐待者から分離していない事例では、養護者への助言・指導(17件),見守り(15件)		
	とサービス利用計画の見直し(7件)の3つが主な対応となっている。		

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

通報件数	30件
認定件数	6件
概要	・通報件数は約25%減少、認定件数は2件の増加となった。
	・通報者は、障害者福祉施設関係者(8件)からの通報が最も多く、次いで本人による
	届出(7件),家族・親族(6件)となっている。
	・虐待のあった事業所の種別は,療養介護,生活介護,就労継続支援A型,短期入所,
	児童発達支援、放課後等デイサービスが1件ずつであった。
	・虐待の種別は、身体的虐待が4件で、心理的虐待、性的虐待が、各1件であり、被虐
	待者の障害種別は、知的障害が6件(うち1件は身体障害と重複)であった。
対 応	虐待の通報があった場合には、原則として被虐待者に支給決定を行っている市町によ
	る虐待事実の確認・指導を行うが、市町から県に対して協力依頼等があれば、連携した
	調査等を行い、障害者福祉施設等への指導等を行っている。

ウ 使用者による障害者虐待

通報件数	11件
認定件数	3件
概要	・通報件数、認定件数とも減少となった。
	・虐待種別は事業主による賃金不払い等の経済的虐待が2件、身体的虐待が1件であっ
	た。
	・虐待のあった事業所の規模は、5人未満が1件、5~29人が1件、不明が1件であっ
	た。
	・業種別では、製造業が1件、卸売業・小売業が1件、医療・福祉が1件であった。
対 応	指導権限を有する広島労働局で対応している。

(4) 今後の対応

市町や市町障害者虐待防止センター, 県障害者権利擁護センター又は労働局等の関係機関と連携し, 次の取組を推進する。

- ア パンフレット等により、県民・市町・事業所等に法の趣旨や障害者虐待について普及啓発を行い、 通報義務等の定着を促進する。
- イ 相談窓口等について県民に広報し、虐待発生の防止と虐待発見時の速やかな通報の確保を図る。
- ウ 市町や市町障害者虐待防止センター、障害者福祉施設職員を対象とした研修を実施する。
- エ 障害者福祉施設等における虐待防止研修の実施等を,集団指導等を通して徹底する。
- オ あいサポート運動を通じて、障害者への差別や虐待につながる偏見、無理解を取り除くよう努める。
- カ 広島県虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、関係機関、当事者団体等と虐待防止方策を検討する。
- キ 県障害者権利擁護センター,市町や市町障害者虐待防止センター間で意見交換等を行い,他機関連携の強化,困難ケースへの対応方法や先進的な取組の共有等を図る。

4 その他 (関連情報)

障害者虐待の防止について (広島県ホームページ)

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syougaisyahagyakutaiboushi.html

1 養護者による障害者虐待

1) 通報件数	H28	H29	H30	R1	R2
	96	94	95	123	109

(2)	認定件数	H28	H29	H30	R1	R2
		21	23	26	28	31

(3)	虐待の種別・類型					(件数)
		H28	H29	H30	R1	R2
	①身体的虐待	17	14	19	20	20
	②性的虐待	0	0	1	1	1
	③心理的虐待	7	5	9	7	11
	④放棄・放置	2	2	4	7	4
	⑤経済的虐待	3	3	6	6	5

※1件の事案で複数の虐待種別がある場合がある。

(4)	被虐待者と虐待者の関係					(人数)
		H28	H29	H30	R1	R2
	①兄弟姉妹	6	2	6	4	10
	②夫	6	4	4	4	7
	③妻	1	1	0	0	0
	④ 母	4	7	5	7	5
	⑤父	3	7	5	10	8
	⑥息子	1	0	1	3	1
	⑦娘	0	0	2	2	0
	⑧その他	3	2	5	1	4

※1件の事案で複数の虐待者がいる場合がある。

(5)	_分離の有無					(件数)
		H28	H29	H30	R1	R2
	①虐待者からの分離	8	9	10	15	6
	②虐待者との分離をしていない	13	12	11	10	20
	③その他	1	2	6	3	5

(6)	分離を行った事例の対応状況					(件数)
		H28	H29	H30	R1	R2
	①契約による障害福祉サービス利用	4	6	1	8	3
	②やむを得ない事由等による措置	2	0	2	2	1
	③一時保護	0	1	3	2	1
	④医療機関への一時入院	1	1	3	3	1
	⑤その他	1	1	1	0	0

(7)	分離していない事例の対応状況					(件数)
		H28	H29	H30	R1	R2
	①養護者への助言・指導	6	6	8	12	17
	②新たに障害福祉サービスを利用	2	0	0	2	3
	③利用計画の見直し	3	3	2	8	7
	④障害福祉サービス以外の別のサービスを利用	1	0	1	0	1
	⑤見守り	11	8	3	10	15
	⑥その他	2	1	2	2	1
	ツュルの古安で海粉の母ウナにっていても	日人ぶ・	. 7			

※1件の事案で複数の対応を行っている場合がある。

(8)	被虐待者の性別					(人数)
		H28	H29	H30	R1	R2
	①男	7	9	4	7	6
	②女	15	14	23	21	25

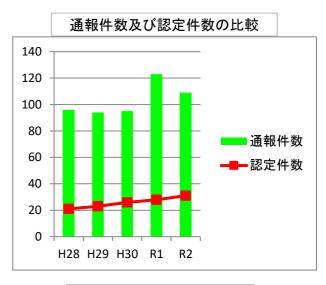
※1件の事案で複数の被虐待者がいる場合がある。

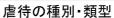
(9)	被虐待者の年齢構成					(人数)
		H28	H29	H30	R1	R2
	①20歳未満	1	0	0	4	1
	②20~29歳	4	4	7	4	7
	③30~39歳	3	4	3	1	6
	④40~49歳	6	9	7	8	4
	⑤50~59歳	5	4	7	7	7
	⑥60~64歳	3	2	3	3	6
	⑦65歳以上	0	0	0	1	0

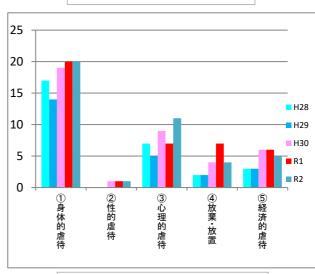
※1件の事案で複数の被虐待者がいる場合がある。

(10)	_被虐待者の障害種別					(人数)
		H28	H29	H30	R1	R2
	①身体障害	2	4	8	9	6
	②知的障害	14	10	14	17	12
	③精神障害	6	9	7	7	14
	④発達障害	0	0	0	0	2
	⑤その他	0	0	0	0	0

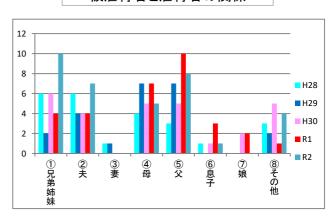
※1人の障害者が複数の障害を有している場合がある。



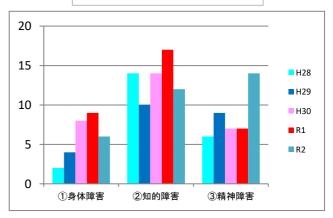




被虐待者と虐待者の関係



被虐待者の障害種別



2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

(1) 通報件数

H28	H29	H30	R1	R2
47	34	37	39	30

(2) 認定件数

H28	H29	H30	R1	R2
13	8	5	4	6

(人类)

(人类)

走往太辺守| た車業所の活型 (3)

_虐待を認定した事業所の種別					(件数)
	H28	H29	H30	R1	R2
①障害者支援施設	1	3	0	1	0
②療養介護	0	1	0	0	1
③生活介護	1	0	3	1	1
④就労継続支援A型	4	1	1	0	1
⑤就労継続支援B型	1	0	0	1	0
⑥共同生活援助	2	1	0	0	0
⑦短期入所	2	1	0	0	1
⑧就労移行支援	1	0	0	0	0
⑨その他	1	1	1	1	2

(4) 虐待の種別・類型

虐付の悝別・類型					(11年数)
	H28	H29	H30	R1	R2
①身体的虐待	8	2	0	1	4
②性的虐待	0	1	3	1	1
③心理的虐待	6	6	3	2	1
④放棄・放置	0	1	0	1	0
⑤経済的虐待	0	0	0	0	0
ソスカールールの上はパートトー	7 IB A 1	× 1 7			

※1件で複数の虐待が行われている場合がある。

(5) 虐待を行った者の職種

<u>作 1寸で 11 フルコロ V2 4政作生</u>					(/(3)/
	H28	H29	H30	R1	R2
①設置者•経営者	0	0	0	0	0
②管理者	3	0	0	0	0
③生活支援員	5	5	3	2	4
④職業指導員	0	0	0	1	0
⑤その他従事者	4	5	4	1	2
⑥不明(件数)	3	0	0	0	0

※1件の事案で複数の虐待者がいる場合がある。

(6)

_被虐待者の性別					(人数)
	H28	H29	H30	R1	R2
①男	7	5	6	2	5
②女	6	3	1	2	1
③不明(件数)	0	0	0	0	0

※1件の事案で複数の被虐待者がいる場合がある。

(7) 被虐待者の年齢構成

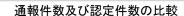
被虐待者の年齢構成					(人数)
	H28	H29	H30	R1	R2
①20歳未満	2	2	3	0	2
②20~29歳	4	2	0	1	2
③30~39歳	3	0	0	0	0
④40~49歳	2	3	1	2	2
⑤50~59歳	1	1	2	0	0
⑥60~64歳	1	0	0	0	0
⑦65歳以上	0	0	1	1	0
⑧不明(件数)	0	0	0	0	0
ツュルの市安で佐粉の地市仕事	L LSI , 7 1A /	しょう フ	,		

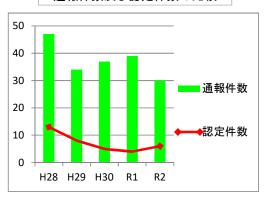
※1件の事案で複数の被虐待者がいる場合がある。

(8) 被虐待者の障害種別

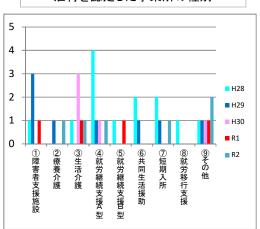
水戸するの学者性が					(/(3))
	H28	H29	H30	R1	R2
①身体障害	3	3	3	2	1
②知的障害	9	6	1	2	6
③精神障害	4	0	1	1	0
④発達障害	1	0	0	0	0
⑤その他	0	0	0	0	0
⑥不明(件数)	0	0	0	0	0
W. I (\$15-W = 19-5-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	- A 1 & L	_			

※1人が複数の障害を有している場合がある。

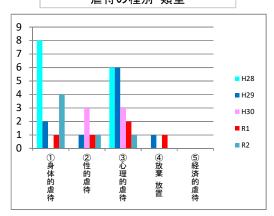




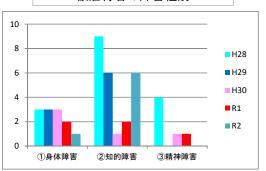
虐待を認定した事業所の種別



虐待の種別・類型



被虐待者の障害種別



3 使用者による障害者虐待

(1) 通報件数

H28 H29 H30 R1 R2 150 19 31 28 11

(2) 認定件数

H29 H30 R1 R2 H28 115 10

(3)

虐待の種別・類型 (件数) H28 H29 H30 R1 R2 ①身体的虐待 0 2性的虐待 0 0 0 0 ③心理的虐待 n 4 ④放棄・放置(ネグレクト) 0 0 0 0 0 114

※1件で複数の虐待が行われている場合がある。

(4) 被虐待者と虐待者の関係

(人数) H28 H29 H30 R1 R2 ①事業主 114 4 6 ②所属の上司

(

(5)	事業所の種別					(件数)
		H28	H29	H30	R1	R2
	①建設業	2	1	1	0	0
	②製造業	0	1	3	6	1
	③卸売業、小売業	1	2	3	0	1
	④宿泊業、飲食サービス 業	0	0	0	0	0
	⑤生活関連サービス業・娯 楽業	0	0	2	0	0
	⑥医療、福祉	0	5	1	0	1
	⑦サービス業(他に分類されないもの)	3	1	0	1	0

(6) 事業所の規模

(件数) H28 H29 H30 R1 R2 ①5人未満 ②5~29人 5 ③30~99 J 0 ④100~499人未満 0 0 0 ⑤不明

(7) 被虐待者の性別

(人数) H28 H29 H30 R1 R2 ①男性 6 66 8 ②女性 48

独良待者の年齢構成

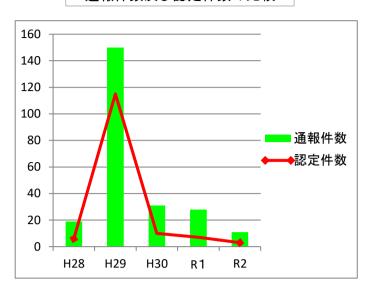
					(人致)
	H28	H29	H30	R1	R2
①20歳未満	0	2	1	0	1
②20~29歳	0	17	0	0	0
③30~39歳	1	25	1	0	1
④40~49歳	4	36	4	2	1
⑤50~59歳	1	25	1	3	0
⑥60~64歳	0	7	1	0	0
⑦65歳以上	0	0	0	0	0
⑧不明	0	3	2	2	0

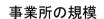
(9) 被虐待者の障害種別

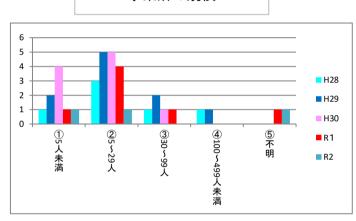
被虐待者の障害種別					(人数)			
	H28	H29	H30	R1	R2			
①身体障害	3	29	0	1	1			
②知的障害	0	27	6	5	2			
③精神障害	3	58	3	0	0			
④発達障害	0	0	1	1	0			
⑤その他	0	1	0	0	0			
ツィ L バルル a D文中ナナレー・フロ A バナフ								

※1人が複数の障害を有している場合がある。

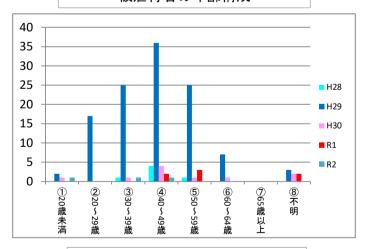
通報件数及び認定件数の比較



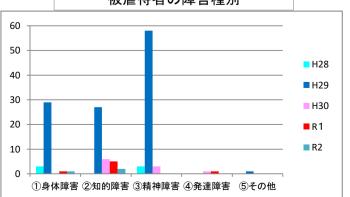




被虐待者の年齢構成



被虐待者の障害種別



障害者虐待通報経路の詳細(養護者及び障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)

1 養護者による障害者虐待

 (1)通報件数
 H28 H29 H30 R1 R2

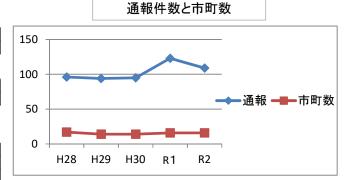
 96 94 95 123 109

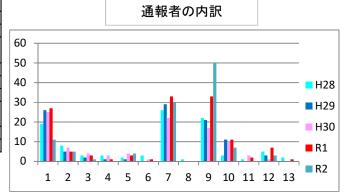
 (2) 通報が行われた市町数
 H28 H29 H30 R1 R2

 17 14 14 16 16

(3)	通報者の内訳				(件数)
		H28	H29	H30	R1	R2
	①本人による届出	19	26	25	27	11
	②家族・親族	8	5	7	5	5
	③近隣住民・知人	3	2	4	3	1
	④民生委員	3	1	3	1	0
	⑤医療機関関係者	2	1	4	3	4
	⑥教職員	3	0	1	1	0
	⑦相談支援専門員·障害者福祉 施設従事者等	26	29	22	33	30
	⑧虐待者自身	1	0	0	0	0
	9警察	22	21	17	33	50
	⑩当該市区町村行政職員	3	11	10	11	7
	⑪介護保険法に基づく居宅サー ビス事業等従事者等	1	0	3	2	0
	⑫その他	5	3	1	7	3
	③成年後見人等	2	0	0	1	0

※1事案で複数の通報者がいる場合がある。





2 障害者福祉施設従業者等による障害者虐待

 (1)通報件数
 H28 H29 H30 R1 R2

 47 34 37 39 30

 (2) 通報が行われた市町数
 H28 H29 H30 R1 R2 10 10 10 12 9

(3) 通報者の内訳 (件数)

/_ WETK 					11 227
	H28	H29	H30	R1	R2
①本人による届出	12	9	6	10	7
②家族・親族	10	5	3	3	6
③近隣住民•知人	1	0	1	1	1
④医療機関関係者・教職員	1	0	0	0	0
⑤相談支援専門員・他の障害者 福祉施設従事者等	3	4	4	3	2
⑥当該施設•事業所職員	9	7	4	5	3
⑦当該施設•事業所元職員	0	1	1	2	0
⑧当該施設·事業所設置者·管 理者	2	7	2	5	3
⑨当該施設の利用者・実習生	3	0	0	0	0
⑩当該市町行政職員	0	1	2	1	2
⑪警察	1	2	3	1	0
⑫その他	3	1	6	1	2
③不明(匿名を含む)	6	1	2	8	1

※1件で複数の通報者がいる場合がある。

通報件数と市町数

